



八 監 第 2 2 0 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（子ども部）の結果に基づき又は当該監査の結果
を参考として講じた措置の公表について

令和5年6月5日付け八監第91号により提出した令和4年度監査（子ども部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
子育て支援課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。 また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 令和5年6月28日付で、備品から消耗品に分類替えを行いました。 今後は、適切な物品管理事務に努めてまいります。</p>
子ども保育課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。 また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 購入価格が10,000円未満の物については、令和5年6月26日に消耗品として、備品台帳より削除いたしました。 今後は、適正な物品管理に努めてまいります。</p>
子ども保育課 (保育園)	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 備品台帳に記載されている「レコードキャビネット」について、現物との照合を行ったところ、所在が不明となっており確認することができなかった。 また、当該物品については、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。 (村上北保育園)</p> <p>【措置内容】 村上北保育園の「レコードキャビネット」については、不用の決定を行ったうえで、廃棄処分の手続きを行いました。今後は、定期的な現品確認を行い、適切な物品管理に努めてまいります。</p>

対象機関	区分	所見及び措置内容
子ども保育課 (子ども支援センターすてっぷ21)	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。 また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。（すてっぷ21大和田）</p> <p>【措置内容】 購入価格が10,000円未満の物については、令和5年3月1日に消耗品として、備品台帳より物品の削除を行いました。 今後は、適切な物品管理に努めてまいります。</p>
子ども福祉課	指摘事項	<p>1 収入事務の手續について</p> <p>【所見】 未収入金の繰越しにあたり、財務規則第45条の規定では、歳入徴収者は、現年度の調定に係る歳入で当該年度の出納閉鎖までに収入済みとならなかった未収入金については、繰り越された年度において6月1日に、前年度から繰り越された歳入で当該年度の末日までに収入済みとならなかった未収入金については、繰り越された年度において4月1日に調定の処理に準じて整理しなければならないとされている。 しかしながら、扶助費（児童扶養手当）の返還金に係る未収入金については、当該日をそれぞれ経過した日に調定の手続が行われており、さらに、調定の手続が行われていないものが一部認められた。 また、前年度監査においても同歳入科目で調定の手続が行われていない事例が認められていたことから、適切な収入事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 令和5年度の児童扶養手当返還金の調定については、令和4年度の調定に係る歳入で当該年度の出納閉鎖までに収入済みとならなかった未収入金については、令和5年6月1日に、令和3年度から繰り越された歳入で令和4年度の末日までに収入済みとならなかった未収入金については、令和5年4月1日に調定の手続を行いました。 また、返還金に係る未収入金について、すべての調定の手続を適正に行いました。 今後は、適切な収入事務に努めてまいります。</p>

対象機関	区 分	所見及び措置内容
子ども福祉課	指摘事項	<p>2 物品管理事務の手續について</p> <p>【所見】 購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。 また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】 対象の備品の状況を確認し、10,000円未満の物は消耗品に分類するとともに、備品台帳から抹消しました。 今後は、適切な物品管理事務に努めてまいります。</p>